

令和2年10月16日

所属長各位

市長 竹内通弘

### 令和3年度の予算編成について（通知）

令和3年度の予算編成に当たっては、下記の事項に留意の上、手続きを進めるよう通知する。

#### 記

内閣府の月例経済報告（9月）によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きについても、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を閣議決定し、激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害等から国民の暮らしと命を守るため、防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・自治体等が一致団結し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するとし、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も中長期的視点に立って取り組むため、必要・十分な予算を確保する方針を示している。

また、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と経済活動の段階的引き上げとの両立を図ることについては、検査体制の拡充、感染拡大防止策の進化、医療提供体制の充実に引き続き取り組むとともに、雇用の維持と事業の継続支援に加え、国民生活の下支えのための支援を進め、需要を取り戻す消費喚起策を展開する方針である。

加えて、ポストコロナ時代を見据えて「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現に向け、感染症対応で明らかになったデジタル化の遅れや課題についての検証・分析を行い、「新たな日常」の構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装と環境整備を進め、10年かかる変革を一気に進めるとしている。その中で地方創生については、感染症への対応として広まったテレワークがもたらした新たな働き方の流れを後戻りさせることなく、より望ましいワーク・ライフ・バランスにつなげ、東京圏への一極集中の是正のための地方への移住・定着や人口減少・少子高齢化という地域における計画的取組を後押しするとされたところである。

一方、本市の財政を概観すると、市税や合併算定替えの逡減による普通交付税の減収が影響し、財政調整基金の取り崩しにより実質収支は黒字を維持しつつも、実

質単年度収支が5年連続の赤字計上となり、予断を許さない極めて厳しい財政状況となっている。財政健全化の指標については、基金残高の増により将来負担比率は改善したものの、一方で経常収支比率が上昇し、財政運営における市独自の裁量の余地が縮小傾向にある。

また、五色地域の一部過疎地域指定が除外される見込みであり、交付税措置率が高く、これまで有効に活用してきた過疎対策事業債の発行縮小が見込まれることで、なお一層、財政運営に厳しさを増すことが想定される。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症拡大は、市民生活や地域経済に影響を及ぼすとともに、本市財政運営に対しても、感染症対策や新しい生活様式への対応など新たな行政需要の発生により、影響を及ぼしている。

令和3年度においては、合併算定替えが令和2年度をもって終了することに加えて、令和2年度国勢調査人口の減による普通交付税の減、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減等が見込まれるなど、歳入面において厳しい状況が予想される。歳出面においても新型コロナウイルス感染症については、いまだにその収束が見通せず継続した取組や増加傾向にある社会保障関係経費などとも相まって、さらに厳しさを増すことが思慮される。

こうした状況下にあっても、「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」を目指し、「新洲本市総合計画」に掲げる「これからの10年」に向けた「まちの将来図」の実現と新洲本市総合戦略の3つの基本戦略の実現に向け尽力していかねばならない。

そのために、中短期的な収支改善を図るためサマーレビュー2020の実施により事務事業の見直しや歳入増加策の検討など歳入歳出両面から検討を進め、収支均衡が図れる財政運営を目指すこと、策定中の公共施設等個別施設計画の対策内容に沿って、将来に渡り公共施設等を適切に維持管理していくため本市の財政状況に見合った施設総量に転換を図っていくこと、職員一人ひとりが、「最も効率的かつ良質な行政サービスを提供する」という観点から恒常的に事務事業を見直すことなどにより財源を確保していかなくてはならない。

各所属長におかれては、令和3年度予算編成にあたり、以上の観点を十分に踏まえ、各部局・各課室の経営者であるとの認識を持ち、職員の力を最大限に活かしながら、前例にとらわれない柔軟な発想と積極的な姿勢で予算要求に臨むことを強く求めるものである。

また、令和元年度決算監査及び決算特別委員会での意見等を尊重し、改善に向けての取組を加味したものとすること。

## 1 予算要求基準

上記の令和3年度予算編成方針のとおりとし、「経常経費」、「臨時経費」に加えて「新総合戦略・新総合計画」を設ける。

### (1) 経常経費、臨時経費の指示基準

・ 経常経費：原則として令和2年度当初予算における経常経費充当一般財源の概ね97%

・ 臨時経費：別途通知する各部毎の要求枠の範囲内

#### 【留意事項】

- ※ 個々の経費を一律に削減するような要求は厳に慎み、市民ニーズを踏まえ施策の選択と集中に留意すること
- ※ 指示額の範囲であっても査定対象であることに留意すること
- ※ 新規事業については、以下の新総合戦略枠・新総合計画枠を積極的に活用し、経常及び臨時経費については必ず指示基準内で要求すること
- ※ サマーレビューの結果を令和3年度以降の予算に反映していくこと  
詳細については、財政課より別途指示を行う

### (2) 新総合戦略・新総合計画枠の指示基準

・ 所要額要求（全体枠 200,000 千円以内）

#### 【留意事項】

- ※ 上記事業は、原則、新総合戦略・新総合計画を具体化する新規事業を対象とする。上記以外の新規事業は、臨時経費の枠内で要求すること
- ※ 令和元年度以前からの継続事業を要求する場合は、その必要性や効果を十分検討のうえ、新総合戦略・新総合計画枠で要求すること

### (3) シーリング対象外の経費

・ 人件費、公債費、債務負担行為設定事業（指定管理委託等経常経費にかかるものは除く）

※ 人件費扱い経費について

年間を通じて雇用する会計年度任用職員の報酬・給料・手当、共済費。

ただし、総務課との協議が整っていないものは除く

なお、会計年度任用職員の必要性については要求時に精査するため、新規・継続を問わず、配置の考え方を整理しておくこと

・ その他指定する事業

### (4) 特別会計・企業会計（一般会計からの繰出金・補助費を含む）

・ 特別会計、企業会計についても上記要求基準を準用すること

## 2 各分野における基本的な留意事項

### (1) 歳入

#### ① 市税

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による経済動向や税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積るとともに、課税客体の的確な把握、効率的な滞納整理、徴収率の一層の向上を図り、市税収入の確保に努めること

#### ② 地方交付税、地方譲与税、市債等

- ・地方財政計画及び地方債計画等の動きを十分考慮し、的確に見積ること。
- ・過疎地域自立促進事業債については、財政課で充当方針を定め予算充当を行うことから、事業課においては歳入予算(過疎債)を計上しないこと

#### ③ 国・県支出金

- ・国、県の施策の動向を的確に把握し、近年の補助金等の内示傾向を分析した上で積極的に財源の確保に努めること  
また、補助制度に該当するように、事業の見直しについても検討すること
- ・国・県補助事業であることを理由に安易に予算化をすることなく、本市にとっての必要性等について十分検討した上で積極的に活用すること

#### ④ 使用料・手数料

- ・令和元年度決算特別委員会からの指摘事項にあるとおり、収納率向上に更なる取組が必要とされており、未収金を生じさせない取組により、収納率向上に努めること
- ・受益者負担の原則、公平性の観点から、引き続き費用負担の適正化に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響も加味した上で、的確に見積もること

#### ⑤ 財産収入

- ・財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、遊休地等の未利用財産のうち、事業化が見込めないものについては処分や貸付を検討するなど、収入の確保に努めること
- ・特に、現在無償もしくは低額で貸付している財産については、その妥当性を検証すること

#### ⑥ その他

- ・市税はもとより、保育料、市営住宅使用料、下水道使用料、貸付金等については、公債権、私債権（債務名義の取得）とともに法令及び条例等の規定に基づき適切に徴収を実行し、未収入金の縮減に努めること
- ・広告料収入やネーミングライツの導入など新たな自主財源の検討も含め、財源確保に取り組むこと

## (2) 歳出

### ① 事務事業

#### (見直しに当たっての基本的考え方)

- ・漫然と事業を継続させることは厳に慎み、それぞれの事業の本来の目的に立ち返った見直しを行うこと
- ・社会経済情勢の変化、地方財政措置の状況、民間との役割分担、民間活力の活用について常に意識するとともに、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点も踏まえた上で、事業の必要性、優先度、実施手法等を総合的に検討すること
- ・国、県補助金を受けて事業執行してきたもので、補助金が廃止されるものについては、真にやむを得ないもの以外は廃止を検討すること

#### (新型コロナウイルス感染症への対応)

- ・新型コロナウイルス感染症対策や「新しい生活様式」への対応として、喫緊に取り組む必要のある事業について迅速かつ的確に対応すること
- ・新型コロナウイルス感染症による市民生活や経済状況等の環境変化をしっかりと認識し、事業実施の判断やICT等を効果的に活用した事業手法への見直しなど、ポストコロナの時代を見据えた新たな視点で取り組むこと

#### (成果重視の施策展開)

- ・議会審議等を通じて、指摘のあった事項について、改善に取り組み、その内容を予算に反映させ、今後の施策展開に努めること
- ・新洲本市総合計画、新洲本市総合戦略の成果指標等を念頭に、施策展開を図ること
- ・地域の活性化に配慮し民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の展開に努めること

#### (施設維持費、業務委託等)

- ・施設維持費等、必要やむを得ないものについても、保守点検、清掃、警備等の契約仕様（頻度、水準等）の見直しに取り組むなど、経費の抑制を図ること
- ・現在、策定を進めている公共施設等個別施設計画の対策内容に沿った計画的な施設の維持管理、修繕に努めること
- ・業務委託を実施する場合は、原則として入札により業者を選定すること
- ・定例的に行われてきた委託は、業務内容、必要性などを再検討すること
- ・指定管理者制度等民間活力の活用についても検討すること
- ・経費節減と質の高いサービス提供のため積極的に民間への業務委託（アウトソーシング）の検討を行うこと（ただし、政策立案等における安易なコンサル委託は厳に慎むこと）

#### (職員給与費)

- ・職員給与費については、令和2年12月の現員現給を基礎に、今後予定され

ている人事院勧告や定期昇給見込額を反映した額を算定すること。なお、定数配置の見直しに伴う所要額の増減及び給与改定等に伴う所要額の増減については、可能な限りこれを反映したもので要求すること  
(職員給与費については、総務課で十分に精査のうえ要求すること)

## ② 投資的事業

- ・本市の社会資本整備の水準等を踏まえ、効率・重点的な整備に努めること
- ・公共施設等の整備については、策定を進めている公共施設等個別施設計画との整合性を図る必要があることから、対策内容を踏まえて将来の更新費用の平準化や機能の集約・統合等を検討した予算とすること

## ③ 新規事業等

- ・新規事業については、新総合戦略・新総合計画枠を積極的に活用すること
- ・上記以外の新規事業については、臨時経費の枠内で要求することとし、既存事業の見直しによる財源の組換えにより対応すること
- ・新規事業については、成果指標を設定し、事業の終期又は見直し時期を必ず設定すること

## (3) 公的施設

- ・公と民との役割分担や利用状況を十分に踏まえたうえで、既存施設の廃止や統廃合、民間移譲等を含む抜本的な見直しに努めること
- ・借地料を負担している施設については、決算審査の指摘事項にあるとおり、見直しの検討を推進すること
- ・施設管理においては、住民サービスの向上をめざして、原則公募による指定管理者制度の導入を積極的に検討すること

## (4) 特別会計・企業会計

- ・特別会計は、特定の事業に係る歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するために設けられたものであり、会計ごとの歳出は会計ごとの歳入で賄われるべきものである。一般会計からの繰入にあたっては、基準内と基準外を明確にし、基準外の一般会計繰出金を縮減できるよう経営改善を図ること。(単なる赤字補填では繰入を行わないものであること)
- ・独立採算を基本とする企業会計の予算は、受益者負担を前提とした歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、一般会計からの基準外繰出しの削減を図ること

## (5) 外郭団体等

- ・社会経済情勢の変化を踏まえ、外郭団体等が担う行政サービスの必要性和補助金等の財政支援が必要最小限となっているか検証すること
- ・委託事業については、事業の主体は市であることを再認識し、各所管において当該団体の業務内容、収支等の財政状況を確認した上で、所要額を算定すること

(6) その他

- ・年間見込額を要求すること (事業費は厳正に見積もり、安易な補正予算等の対応は慎むこと)
- ・国の制度改正内容が明らかになるのが予算編成作業途上になるものもあると考えられることから、各部局は国の動向等に留意の上、財務部との連携を密にすること